

令和6年度

監査計画書

伊達市監査委員

令和6年度 伊達市監査計画

1. 基本方針

監査に当たっては、住民の福祉の増進に寄与するとともに、最少の経費で最大の効果を上げているか、組織及び運営の合理化に努め、規模の適正化を図っているかについて留意する。

また、公正で合理的かつ能率的な行財政運営を確保するため、違法・不正の指摘にとどまらず、監査の指摘事項等に対する改善状況を的確に把握し、是正・改善の指導に努める。

2. 監査の種別と方針

(1) 定期監査（地方自治法第199条第4項）

市の財務に関する事務の執行及び市の経営に係る事業の管理が法令等の規定に基づきコストの適正化が図られているか、費用に見合うだけの効果をあげているか、事業の目的を達成しているか、組織及び運営の合理化に努めているか等、経済性、効率性、有効性についても留意して実施する。

(2) 随時監査（地方自治法第199条第5項）

必要があると認めるときは、定期監査に準じてその都度実施する。

(3) 行政監査（地方自治法第199条第2項）

必要があると認めるときは、市の事務の執行が合理的かつ効率的に行われているか、また、法令等の定めるところに従って適正に行われているかを主眼として実施する。

(4) 財政援助団体等監査（地方自治法第199条第7項）

市が補助金、交付金、負担金、貸付金その他の財政的援助（以下「補助金等」という。）を行っている団体等の事務執行状況を対象として実施する。併せて、所管部の当該団体に対する指導監督が適切に行われているかについても留意して実施する。

① 補助金等交付団体

市が補助金等を交付している団体について、その事業が補助等の目的に沿って適正かつ効果的に執行されているか、また、目的を達成しているかを主眼として実施する。

② 公の施設の指定管理者

指定管理者は、関係法令の定めるところにより適切に管理が行われているか、協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか、また、管理に係る会計経理が適正に行われているかを主眼として実施する。

(5) 決算審査等（地方自治法第233条第2項、第241条第5項、地方公営企業法第30条第2項）

① 各会計決算審査は、決算計数が適正なものとなっているか確認・分析するとともに、予算の執行、資金運用及び財産管理の状況について審査し、意見を付すものとする。

なお、審査に当たっては、事業が適正かつ効果的に実施されているかを主眼として実施する。

② 公営企業会計決算審査は、決算計数が適正なものとなっているか確認・分析するとともに、経営成績、財政状態及び建設改良事業について審査し、意見を付すものとする。

なお、審査に当たっては、経済性の発揮及び公共性の確保がなされているかを主眼として実施する。

③ 基金の運用状況審査は、基金の運用状況調書等の計数が適正なものとなっているかを確認するとともに、基金の運用がその設置目的に沿って、適正かつ効率的に行われているかを主眼として審査する。

(6) 健全化判断比率及び資金不足比率審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項）

一般会計等の健全化判断比率（実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率・将来負担比率）及び公営企業会計等の資金不足比率が基礎となる書類に基づき、適正に算定されているかを主眼として審査する。

(7) 例月出納検査（地方自治法第235条の2第1項）

各会計の現金の出納について、毎月の計数が適正であるかを関係諸帳簿と照合するとともに、必要に応じて現金保管状況等を確認する。併せて、市の財政収支の動態を主として計数面より把握し、各種監査の効率的な執行に活用する。

(8) その他の監査等（地方自治法第242条、第98条、第199条等）

住民監査請求に基づく監査、議会の要求に基づく監査、市長の要求に基づく監査等は、請求や要求に基づき行う。

3. 概況聴取、結果報告及び公表

(1) 概況聴取

監査過程における指摘及び聴取事項についての概況聴取は、関係部長及び課長等の出席を求めて行う。

(2) 結果報告

- ① 定期監査、随時監査、行政監査、財政援助団体等監査及びその他の監査等は、各監査終了後、市長及び議会等へ報告書を提出し公表する。
- ② 決算審査は、市議会の会期日程を勘案した上、公営企業会計決算は7月、一般・特別会計決算は8月に市長に意見書を提出する。
- ③ 基金の運用状況審査、健全化判断比率及び資金不足比率の審査は、決算審査にあわせて市長に意見書を提出する。
- ④ 例月出納検査は、実施月中に市長及び議会へ報告する。

(3) 公表

公表は、結果報告と同時に市庁舎前公示板に掲示するほか、公表の効果を高める、広く市民のみなさまに閲覧していただけるよう、伊達市のホームページへの掲載、市役所1階ロビー、大滝総合支所、図書館、市民活動センター、カルチャーセンター、市内各地区コミュニティセンター（黄金・東・長和・有珠）に備え置きし、広く市民の閲覧に供する。監査結果に基づく措置状況についても同様に公表する。

4. 監査の実施時期

監査の実施時期は、別紙「令和6年度監査日程表」のとおりとする。

5. その他

本計画に定める監査のほか、本年度において新たに監査を実施する必要がある場合は、本監査計画を一部変更し、別途、個別の実施計画を定めるものとする。

令和6年度 監査日程表

区分	4月			5月			6月			7月			8月			9月			10月			11月			12月			1月			2月			3月										
	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬								
1 定期監査 (地自法第199条第4項)										《前期》			資料依頼 →			① 企画財政部・総務部・大滝総合支所・会計課・選挙管理委員会事務局・農業委員会事務局・議会事務局			学校実地監査 ↔			資料依頼 →			② 教育委員会・学校監査(小学校)												◎ 報告書提出							
																《後期》			資料依頼 →			① 建設部															資料依頼 →			② 健康福祉部・経済環境部			◎ 報告書提出	
2 随時監査 (地自法第199条第5項)	必要に応じて実施																																											
3 行政監査 (地自法第199条第2項)	対象事業調査																																											
4 財政援助団体等監査 (地自法第199条第7項)							資料依頼 ←			【監査】			→ ◎			◎ 報告書提出																												
5 決算審査 ◇公営企業会計 (地公企法第30条第2項)					資料依頼 ←			【審査】			◎ 意見書提出																																	
◇一般・特別会計 (地自法第233条第2項)								資料依頼 ←			【審査】			◎ 意見書提出																														
◇基金運用状況 (地自法第241条第5項)								資料依頼 ←			【審査】			◎ 意見書提出																														
6 健全化判断比率及び資金不足比率審査 (財政健全化法第3条第1項及び第22条第1項)										【審査】			◎ 意見書提出																															
7 例月出納検査 (地自法第235条の2第1項) (帳簿検査)	25日(木) (16~25日)	27日(月) (16~27日)	26日(水) (17~26日)	26日(金) (17~26日)	27日(火) (16~27日)	27日(金) (17~27日)	25日(金) (16~25日)	27日(水) (14~27日)	26日(木) (16~26日)	27日(月) (16~27日)	25日(火) (14~25日)	25日(火) (14~25日)																																
一般・特別会計資料提出日	15日(月)	15日(水)	14日(金)	16日(火)	15日(木)	13日(金)	15日(火)	13日(水)	13日(金)	15日(水)	13日(木)	13日(木)																																
公営企業会計資料提出日		20日(月)	20日(木)	22日(月)	21日(水)	20日(金)	21日(月)	20日(水)	19日(木)	20日(月)	19日(水)	19日(水)																																
8 その他監査等 (地自法第242条、第98条、第199条等)	請求等により実施																																											